

土地改良区 Q & A

1. 土地改良区とは何ですか？

土地改良施設(農道, 用排水路等)の新設・更新・維持管理等の土地改良事業を行うための団体として, 土地改良法により県知事の認可を受けて成立した法人です。

本町の土地改良区は, 平成19年3月16日付けで旧4町村の土地改良区が合併し, 「神石高原町土地改良区」となりました。現在は, 賦課金の徴収及び施設の維持管理業務等を行っています。

2. 土地改良区の組合員は誰になるのですか？

土地改良区地区内の農用地の所有権者または使用収益権者が組合員となります。

組合員名に変更がある場合は, 土地改良法により, 本人が土地改良区へ届け出る必要があります。

3. 土地改良区的意思決定はどのように行いますか？

土地改良区的意思決定は, 総組合員によって組織される総会の議決によってなされます。

総会は土地改良区の必須, かつ最高機関であり, 改良区の代表, 業務執行等にあたる理事・監事等の執行機関は, 総会的意思決定に従い職務を行っています。

また, 組合員数が200名を超える土地改良区は, その意思決定機関として, 総会に代えて組合員から選挙された代議員である総代によって組織される総代会を設けることができます。

本町の土地改良区は総代会(年1回実施)を設けています。

4. 土地改良区の総代及び役員(理事・監事)とは？

総代の任期は4年で, 組合員の年齢25歳以上のものの中から組合員が選挙します。定数は土地改良法により定められていて, 本町は40人です。

本町の役員定数は, 理事5人・監事2人です。任期は4年で, 総代会において選任します。

5. 土地改良区所有の施設(水路・道路等)の維持管理・修繕は誰が行うのですか？

通常の維持管理(草刈り等)は受益者に行っていただいています。

修繕については, 国の災害復旧事業に該当する場合は国費補助事業で, 町の各補助事業に該当する場合は, 町費補助事業(一部受益者負担あり)により修繕できますが, 各事業の要件に満たない場合は, 受益者負担での修繕をお願いしています。

